

## 「地域医療構想」の策定について

### 1 地域医療構想について

平成 37 年（2025 年）には団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、入院・在宅医療等や介護サービスの需要増大が予測される。こうした中、平成 26 年 6 月に成立した医療介護総合確保推進法により医療法が改正され、都道府県は、2025 年における**構想区域ごとの医療需要の推計を踏まえた将来の医療提供体制に関する構想を定める「地域医療構想」**を策定することとされたところ。（資料No.2 参照）

なお、地域医療構想は、医療法上、医療計画の一部と位置付けられており、策定に当たっては医療計画の策定・変更と同様の手続が必要である。

### 2 地域医療構想の概要

#### (1) 地域医療構想で定めるべき事項

- ア 構想区域の設定
- イ 平成37年の病床機能別の医療需要の推計
  - ※ 病床機能別：高度急性期機能、急性期機能、回復期及び慢性期（在宅医療含む。）
- ウ 医療需要を踏まえた病床機能別の必要病床数（目指すべき医療提供体制）
- エ 目指すべき医療提供体制を実現するための施策

#### (2) 地域医療構想を定める際に勘案する事項

県は、地域医療構想を定める際、病床機能報告の内容、人口構造の変化の見通しその他の医療需要の動向、医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通し等の事情を勘案しなければならないとされている。

#### (3) 地域医療構想の策定手続

- ・ 地域医療構想は、医療計画の一部となることから、医療計画の変更と同様の手続で策定する（医療審議会に諮問するほか、市町村等の意見を聴取）。
- ・ パブリックコメントや保健所が主催する圏域連携会議等を活用し、策定段階から地域の医療関係者等の意見を聴取しながら策定する。
- ・ 国が定めた「**地域医療構想策定ガイドライン**」を踏まえて策定する。
  - ※ 国においては「地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会」での検討結果を踏まえ、地域医療構想の策定や協議の場の設置・運営に関し、全国的に標準と考えられる手続等をまとめた「地域医療構想策定ガイドライン」を定めたところ。（資料No.3 参照）

#### (4) 構想の実現に向けた取組（地域医療構想策定後）

構想区域ごとに「**協議の場**」を設け、地域の医療関係者や市町村等と協議を行いながら、地域医療構想で定めた将来の目指すべき医療提供体制の実現に取り組んで行く。

### 3 地域医療構想の策定スケジュール（案）

時期	検討組織等	検討内容
H27. 4	医療審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療構想の策定を諮問</li> <li>地域医療構想策定ガイドラインについて</li> <li>本県の策定スケジュールについて</li> </ul>
H27. 6～9	計画部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>構想区域の設定について</li> <li>医療需要の推計について</li> <li>医療供給について（流入流出の方向性、主な疾病の医療供給体制等）</li> </ul>
	圏域連携会議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>構想区域の設定、医療需要の推計、医療供給（流入流出の方向性、主な疾病の医療供給体制等）について意見聴取</li> </ul>
	計画部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>構想区域の設定について（まとめ）</li> <li>医療需要の推計について（まとめ）</li> <li>医療需要に対する医療供給（まとめ）</li> </ul>
	計画部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要病床数の推計について</li> <li>必要病床数と病床機能報告の比較</li> <li>医療提供体制を実現するための施策について</li> </ul>
H27. 10	計画部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療構想中間案について</li> </ul>
	医療審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療構想中間案について</li> </ul>
	圏域連携会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療構想中間案について</li> </ul>
H27. 11	計画部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療構想素案について</li> </ul>
H27. 12	市町村等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療構想素案について意見聴取</li> </ul>
	県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント実施</li> </ul>
H28. 2	計画部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療構想最終案について</li> </ul>
H28. 3	審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療構想最終案について（答申）</li> </ul>
H28. 4～		<ul style="list-style-type: none"> <li>構想区域ごとに協議の場を設置し、構想の実現に向けた協議、取組みを開始</li> </ul>